

山添村ふるさと納税推進事業協力事業者募集要領

1 目的

ふるさと納税制度による山添村への寄附の促進と、地元特産品の販売促進、観光PR及び定住促進などの地域振興に繋げるために、寄附者へのお礼品として贈呈する商品やサービス等（以下「返礼品」という。）を発送することに協力いただける事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

2 協力事業者の要件

次の要件に全て適合していること。

- (1) 原則として、本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場が村内にある企業、団体及び個人事業者、又は村内で原材料を栽培及び採取した産品を生産若しくは販売する事業者等であること。
- (2) 生産、製造、販売に関する法令等を遵守していること。
- (3) 村税等の滞納がないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並にそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有しており、本村及びふるさと納税一括代行業務受託事業者（以下「代行事業者」という。）との連絡が電子メールにて確実に取れる状態であること。

※上記の要件に適合しても、村が協力事業者として適当でないと認めた場合や、返礼品として適当でないと認めた場合は、参加できないものとします。

3 募集する返礼品の要件

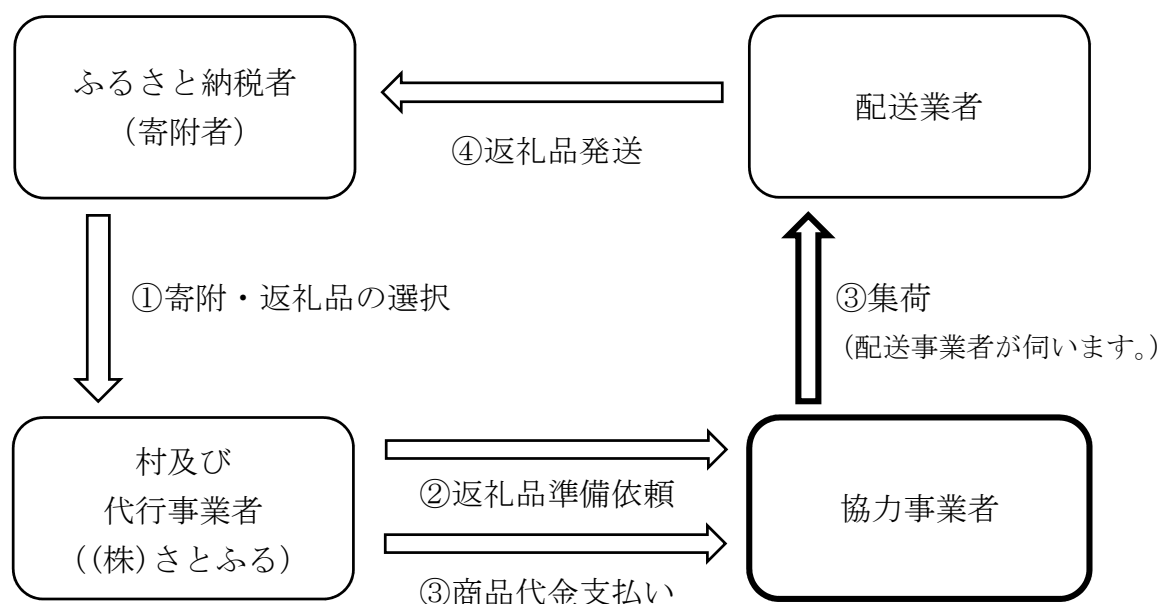
- (1) 次の条件を全て満たしていること。
 - ① 本村の魅力が体感できるものや本村のPRにつながる要素を持ったものであること。
 - ② 村内で生産、製造、加工されているもの、又は村内の原材料を使用しているもののいずれかに該当していること。
 - ③ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定及び数量限定で供給可能なものは、提供期間内の安定供給が見込まれるものであること。
 - ④ 飲食物は、寄附者に発送後5日以上の消費期限が保証されるものであること。
 - ⑤ 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法などの関係法令を遵守し、違反していないものであること。
 - ⑥ 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券等）及び資産性の高いもの（電気・電子機器、貴金属、ゴルフ用品、自転車等）でないものであること。

(2) 返礼品の価格帯

区分	返礼品の価格
1	3,000円相当額 [2,700円～ 3,000円]
2	6,000円相当額 [5,400円～ 6,000円]
3	9,000円相当額 [8,100円～ 9,000円]
4	12,000円相当額 [10,800円～12,000円]
5	15,000円相当額 [13,500円～15,000円]
6	15,000円を超過する返礼品の場合はご相談ください。

※上記価格には、商品代、包装代、消費税を含みます。

4 返礼品発送の流れ



5 代行事業者

ふるさと納税の効果的な運営、安心安全を考慮した返礼品の手配、顧客・配送等に係るデータ管理の適正管理、クレーム対応等に万全を期す必要があるため、次の業者を代行事業者として指定しております。

会社名；株式会社 さとふる

住 所；東京都中央区京橋 2-2-1 京橋エドグラン 13 階

電 話；03-6895-1883

6 協力事業者のメリット

- (1) 代行事業者が運営する、ふるさと納税ポータルサイトのホームページ「さとふる」に返礼品の画像、品名、事業者名などを掲載します。
- (2) 本村のふるさと納税パンフレット等において返礼品の画像、品名、事業者名な

どを掲載します。

- (3) 返礼品の発送時に、自社製品等のパンフレットを同封していただくことで、自社製品の販売促進やPRが可能です。

7 応募方法

山添村ふるさと納税推進事業協力事業者応募用紙に必要事項を記入し、本要領12に記載する問合せ先まで提出してください。

8 選考方法

応募内容や企業活動等を総合的に判断し、協力事業者を決定します。
選定結果は、当該協力事業者へ通知します。

9 個人情報の保護

協力事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取り扱いについては、山添村個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。

寄附者の個人情報は、ふるさと納税の返礼品の送付以外の目的で使用することができません。ただし、返礼品発送の際に、パンフレット同封により改めて寄附者から協力事業者への商品申込み等で入手された個人情報は対象外です。

10 その他の留意事項

- (1) 協力事業者は、あらかじめ応募した商品を変更・辞退する場合は、速やかに代行事業者（㈱さとふる）へ報告するものとします。
- (2) 協力事業者は、商品の品質等に関して、寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容については代行事業者へ報告するものとします。また、品質等による保証やクレーム対応については、村は一切責任を負いません。
- (3) 村は、登録された事業者が本要領2及び3に定める要件に適合しなくなると認める場合は、その登録を中止することがあります。

11 本事業に関する問合せ先

山添村地域振興課 ふるさと納税係

〒630-2344 奈良県山辺郡山添村大字大西 151 番地

Tel. 0743-85-0048 Fax. 0743-85-0472

E-mail;chiikidukuri_g@vill.yamazoe.nara.jp